

# 衆議院内閣委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 5 月 29 日（金）、第 15 回の委員会が開かれました。

## 1 道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第 38 号）（参議院送付）

- ・ 武田国務大臣、宮崎法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成—自民、立国社、公明、共産、維新）

（質疑者）小寺裕雄君（自民）、佐藤茂樹君（公明）、早稲田夕季君（立国社）、中島克仁君（立国社）、源馬謙太郎君（立国社）、森田俊和君（立国社）、大島敦君（立国社）、塩川鉄也君（共産）、浦野靖人君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 小寺裕雄君（自民）

本法律案における高齢運転者対策

- ア 高齢運転者対策の概要
- イ 運転技能検査の対象者を 75 歳以上、一定の違反歴がある者とした理由及び一定の違反歴の具体例
- ウ 運転技能検査に不合格となる場合の例
- エ 運転技能検査の対象とならない高齢運転者に対する実車指導における評価の意味
- オ 70 歳以上の者全てに運転技能検査を受けさせるという考えに対する政府の見解
- カ 高齢運転者対策についての武田国務大臣の決意

### 佐藤茂樹君（公明）

本法律案におけるいわゆるあおり運転対策

- ア 現行法の課題及び今回の法改正の目的と期待される効果
- イ あおり運転に対する罰則の創設についての国民への周知徹底及び取締り強化の方法
- ウ ドライブレコーダーの有効性及び普及促進の取組についての武田国務大臣の見解

### 早稲田夕季君（立国社）

#### （1） 本法律案

- ア 75 歳以上の高齢運転者に対する運転技能検査
  - a 対象者を一定の違反歴のある者等に限定した理由
  - b 違反歴のある者の方が事故の可能性が高いとのデータに基づいて対象者を限定していることの確認
  - c 検査の結果による運転免許証更新の可否の基準
- イ 第二種免許の受験資格の見直し
  - a 現行の経験年数要件を満たさない者が免許を取得することの安全性
  - b 従来規制緩和に反対していた警察庁の立場が変わった理由及び今般の見直しに係る立法事実の確認

#### （2） 横断歩道の補修

- ア 市民の通報から補修までに要する期間の短縮の状況及び短縮に向けた実態調査等の取組を各都道府県警察に促す必要性
- イ NPO、自治会及び有志の個人等が横断歩道を補修することの違法性

#### （3） 交通規制の内容を必要最小限かつ地域住民の声を聞いたものとするべく全国に改めて通知を發出す

る必要性

- (4) 駐車場の駐車枠から車のはみ出している事案について、警察庁と国土交通省とが連携して実態把握に取り組む必要性

**中島克仁君（立国社）**

- (1) いわゆる「自粛警察」についての武田国務大臣の認識、見解及び今後の対応方針
- (2) 国民が安全に車と共存する社会に発展させていく必要性及び意義
- (3) 本法律案
- ア 運転技能検査の対象者を 75 歳以上で一定の違反歴のある者に限定した理由及び同検査の対象となる違反の具体的内容
  - イ 高齢者講習における実車指導
    - a 実車指導の技能評価が著しく低かった場合でも運転免許証が更新されることの確認
    - b ペーパードライバー等、違反歴はないが実車指導の技能評価が著しく低かった者に何らかの対応をする必要性
  - ウ 運転免許証の返納と返納後の認知症の悪化との関係性
  - エ いわゆるあおり運転対策
    - a 罰則規定の一般道路における適用の有無
    - b 一般道路における最低速度の設定及びのろのろ運転で通行を妨害する行為の取締りの現状

**源馬謙太郎君（立国社）**

- (1) 中国の全国人民代表大会が反体制活動を禁じる香港国家安全法の制定方針を採択したことに対する武田国務大臣の見解
- (2) 本法律案
- ア 75 歳以上の高齢運転者に対する運転技能検査の導入
    - a 本来であれば全ての高齢運転者を対象とすべきところ、現実的に難しいことから、75 歳以上の一定の違反歴がある者に限定したことの確認
    - b 交通事故を起こすリスクの高い者の基準は違反歴よりも年齢で判断する必要性
    - c 対象となる違反歴の範囲を前回の運転免許証更新以降に限定する理由
    - d 運転技能検査の導入に伴う自動車教習所の負担の増加及び必要な検査官の数
  - イ 第二種運転免許の受験資格要件の緩和による旅客自動車の運転手の増加見通し
  - ウ いわゆるあおり運転に対する罰則の創設
    - a 他の車両等の通行を妨害する目的の判断基準
    - b あおり運転撲滅のために検討している施策の内容

**森田俊和君（立国社）**

- (1) 交通事故の被害者及び遺族に対する武田国務大臣の想い
- (2) ひき逃げ事故数の推移及び背景
- (3) 道路上で死体を発見した場合には危険運転致死傷罪を想定して捜査する必要性
- (4) 交通事故を起こしたまま逃げる行為自体を危険運転とみなす必要性
- (5) 交通事故を起こした原因を隠滅することを逃走行為として概念化する必要性
- (6) ひき逃げ死亡事故の公訴時効の撤廃要望に対する法務省の見解
- (7) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の期間中は公訴時効の進行を停止する必要性

## 大島敦君（立国社）

- (1) 運転免許センター等における新型コロナウイルス感染症対策
  - ア 運転免許証の更新及び新規取得に係る対策
  - イ 緊急事態宣言解除後も長期的に対応する必要性
- (2) 高齢運転者対策
  - ア 認知機能検査の受検及び高齢者講習の受講の待ち時間が長期化していることに対する改善方策及び運転技能検査制度の導入に向けた対策
  - イ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのこれまでの対応及び今後の対応並びに認定検査制度導入の目的
- (3) 人員や機材の設備等といった警察官が安心して職務を行える環境を整備する必要性

## 塩川鉄也君（共産）

- (1) 信号機合理化等計画
  - ア 信号機の総数、令和元年12月末時点の点検箇所数及びそのうち撤去が妥当と考えられる信号機数
  - イ 小学生の通学路となっている横断歩道の信号機の撤去をやめるべきとの考えに対する武田国務大臣の見解
  - ウ 通学路の信号機を残してほしいとの地域住民の声に応える必要性
  - エ 信号機の撤去に当たってはホームページに掲載するなどして説明責任を果たす必要性
  - オ 信号機設置指針の見直しの必要性及び信号機設置に係る事業費が全国的に減少傾向にあることについての武田国務大臣の見解
- (2) 黒川前東京高検検事長の法務事務次官時代の動向
  - ア 職業上の関心を兼ねてカジノ施設を視察していたか否かの確認
  - イ 平成29年4月30日から5月3日の海外出張の行先
  - ウ 黒川氏がカジノ合法化に尽力していたか否かの確認
- (3) 平成27年に法務省の職員が賭博で懲戒処分を受けた事例の内容並びに当該事例に係る調査報告の作成及び全国的な再発防止策の有無

## 浦野靖人君（維新）

- (1) 新型コロナウイルス感染症
  - ア 医療崩壊が起きた都道府県の有無
  - イ 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の議事録の有無
- (2) 本法律案
  - ア 高齢者運転関係の規定の施行期日を公布の日から2年以内とした理由
  - イ 高齢運転者の免許更新の基準が厳格化することに伴う窓口でのトラブルへの対策
- (3) 自転車関連事故の現状及び宅配代行サービス業者に向けた交通ルールの遵守のための取組